

三重とこわか国体鳥羽市宿泊基本計画

1. 目的

三重とこわか国体の開催に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活動ができるよう万全を期するために、「三重とこわか国体鳥羽市開催準備総合計画」に基づき、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を目的とする。

2. 内容

（1）宿舎

- ア 大会参加者の宿泊は、原則として市内の旅館等（「旅館業法」の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所という。以下同じ）を利用する。
- イ 市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関等と協議の上、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

（2）配宿

- ア 選手、監督及び競技会に関わる役員（以下「選手、監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合、及び選手、監督等を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿泊は、原則として選手及び監督の宿舎とは別にする。

（3）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体が協議した結果を踏まえ、県と公益財団法人日本スポーツ協会が協議をした上で、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（4）食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスが良く、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。